資料 1

前回子ども・子育て会議主な意見のまとめ (第4回の振り返り)

議案内容	項目	内容	事務局の回答等
1. 前回審議につい	ファミリ	利用者増が見込まれる中、提供会員の	
て	ーサポー	確保が重要。広報の手段として、町内	
	トセンタ	会でちらしの回覧を行った。インター	
	_	ネットだけでなく、町内の回覧のよう	
		な地域のつながりを生かした広報活	
		動も効果的なのでないかと思う。	
2. 次世代育成支援	評価基準	評価が低い事業 (C評価の事業) につ	量だけでなく、質の部分に対し
対策地域行動計画全		いて、なぜ低いのか、その原因の分析	ても評価し、次の計画につなげ
体評価について		をお願いしたい。	ていく。
		「地域協働学校の推進」の C 評価につ	「地域協働学校の推進」につい
		いて、「地域協働学校」から「まちづ	ては、「地域協働学校」と銘打っ
		くり協議会」へ事業名称が変更したこ	てなされた事業の参加人数が評
		とを踏まえて、このC評価は正しく評	価されており、事業名称の変更
		価されているのか。	で、評価人数が若干数抜けてい
			る可能性もあるので、その点は
			再度検証したいと考えている。
		「予防接種の充実」事業のC評価だ	C評価である理由は、接種率の
		が、手厚く実施されている印象があっ	算出方法によるもので、実態は、
		たが、なぜC評価なのか。	接種率9割以上となっている。
4. 子ども・子育て	(1)幼	幼稚園と保育所が統廃合される施設	幼保一体化検討委員会の提言に
支援事業計画の確保	児期の教	についての数字や見込みは今のとこ	基づき、推進計画を今年度出す。
方策について(幼児	育と保育	ろ出ているか。	まずは、認定こども園の運営方
期の教育・保育、地			針を示した上で、統廃合も含め
域子ども・子育て支			た部分は協議していきたい。
援事業)		子ども園は草津で発足しているのか。	草津市では、正式なかたちの認
			定こども園は存在していない。
			ただ、公立幼稚園の3園につい
			ては、通常の公立幼稚園14:
			00終了後、就労支援型の預か
			り保育として16:30まで支援
			をしている。

議案内容	項目	内容	事務局の回答等
		幼稚園や保育園は全体的に、いずれ認	総論としてはそのようなかたち
		定こども園に移行していく流れにな	を目指している。ただ、社会情
		るのか。	勢の変化を視野に入れながら、
			様々な家庭のケースに合わせ
			て、公立施設だけでなく私立施
			設の意向も踏まえながら、判断
			していきたい。
		保育所、幼稚園に通っていない子ども	昨年度のニーズ調査で出た数字
		が300名いるという説明があった	で、現在3歳児の中で、保育所、
		が、これは今現在の数値なのか。	幼稚園に通っていない子どもが
			300名いるということは明ら
			かになっている。
		保育所、幼稚園に通っていない3歳児	
		について、保護者の中には、自分が家	
		で3歳児の間は育てていくという考	
		えを持った方もいる。保育所や幼稚園	
		に行きたいのに行けないのでなく、行	
		かないという選択をされている保護	
		者がいることも事実である。	
		質の異なった、保育と教育を一本化し	幼稚園と保育園の一体化に向け
		ていく上で、カリキュラム等の内容で	て、ハード面の整備だけでなく、
		様々な問題が出てくると思うので充	ソフト面の整備も不可欠。一昨
		分に検討をしてほしい。	年より、保育所に幼稚園教諭を、
			幼稚園に保育士を配置し、保育
			士と幼稚園教諭を結び付けてい
			く動きを進めている。そして、
			今後認定こども園となる前提
			で、カリキュラム等の話し合い
			も進めている。
			草津市では、教育、保育それぞ
			れを区別するのではなく、すべ
			ての子どもが同じ教育が受けら
			れる制度にもっていきたいと考
			えている。

議案内容	項目	内容	事務局の回答等
		市の公立幼稚園は、3歳児保育を受け	草津市として、その点は課題と
		入れていく方向なのか	して認識している。関係部門と
			の調整が必要になってくるが、
			子ども・子育て支援新法の中で、
			平成31年度までの事業計画の
			中で、市民の皆様がその点をお
			望みになるのであれば、市とし
			てはその部分を整備していかな
			ければならないと考えている
	(2) 地	量の見込みの算出方法について、国の	基本的には、国の手引きの差出
	域子ど	手引きと本市独自の算出方法とある	方法だが、その算出方法の数字
	も・子育	が、どのような扱いの違いがあるの	があまりに市の実態と乖離して
	て支援事	カೄ	いた場合は、新たな補正を市で
	業		かけるという仕組みになってい
			る。各事業、乖離があるかどう
			かの検証を行った上で、算出方
			法を決めており、保護者の潜在
			的なニーズは反映をしているも
			のとしてみていただいていいか
			と思う。
		④放課後児童健全育成事業について、	現状草津市ののびっ子は、60
		現状、13 か所、定員1040人とい	~130人の定員の施設となっ
		うことだが、1か所あたり平均80人	ているが、定員の多い施設につ
		の定員ということになる。市は、40	いては、適正40人という基準
		人規模の児童育成クラブの設置を進	のもと、施設内で保育集団をつ
		めているが、40人程度が適正である	くり、そこに適正な指導員を配
		場合、現状の施設の定員数(平均80	置していくことで、国のガイド
		人) の適正化も進めていくべきだと思	ラインに沿った保育整備を進め
		う。	ていきたいと考えている。
		訪問事業に関して、訪問者が専門の知	相談を受けた場合、専門外の内
		識を持たない相談をされたとき、どの	容は答えるのではなく、ケース
		ように対処しているのか。	に応じて専門の部署につなぐよ
			う対応をしている。

議案内容	項目	内容	事務局の回答等
5、子ども・子育て		今後の取組みについて、早期療育を目	早期療育については、湖の子園
支援事業計画の任意		指した児童発達支援事業とあるが、こ	で、検診より疑いがあり、相談
記載事項について		の早期療育は非常に大事である。若年	に来られる方に対応したり、発
(障害児施策に関す		層に手当てを厚くしていくことで、将	達支援の経過観察グループで、
る事項)		来的にその子の障害が軽くなり、また	半年スパンで見ながら、療育を
		社会全体の負担も軽くなることにも	必要とする子どもを見極めたり
		つながるので、この早期療育の重要性	している。湖の子園では、就学
		を認識していただきたい。	前までに少しでも集団生活に対
			応できるように、子どもの能力
			を高められるよう支援を行って
			いる。
・子ども・子育て支		「3.保育の必要性の認定に関する事	このケース場合、国の基準であ
援新制度に関する条		項」の国の基準について、ある事例で、	る「同居又は長期入院等してい
例について		兄弟のお子さんのうち1人に障害が	る親族の介護・看護をしている
		あり、お母さんは障害のある子にかか	こと」という基準にあたり、入
		りっきりである。もう1人のお子様を	所できる場合もある。しかし、
		保育園に入れたいとなると、このケー	障害のあるお子さんが湖の子園
		スの場合、お母さんは就労していない	に通っておられる場合、昼間そ
		が、お子様は保育園に入れることはで	の子の介護をしなければならな
		きるのか。	いという要件にあてはまらなく
			なってくるので、保育所に入所
			できない場合もあると考えられ
			る。
		それぞれの家庭の状況を理解し、現状	
		より後退することなく、前進させてい	
		ただき、入所等は柔軟にご配慮いただ	
		きたい。	